

# 土壌汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針

環管第 588 号

平成 25 年 3 月 28 日

最終改正

環管第 554 号

令和 4 年 4 月 1 日

## 1 目的

この指針は、土地の土壌又は地下水の汚染（以下「土壌汚染等」という。）の発見時における当該土地の周辺調査及び県民への公表の方法を定めることにより、県民の安全・安心を確保し、健康被害の未然防止を図ることを目的とする。

なお、この指針は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「土対法」という。）第 61 条第 1 項及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年岡山県条例第 76 号。以下「条例」という。）第 65 条第 2 項の規定に基づくものである。

## 2 適用

この指針は、次の場合に適用する。

- (1) 土対法第 2 条第 2 項に規定する土壌汚染状況調査の結果、土対法第 6 条第 1 項第 1 号に該当する旨の報告（以下「汚染の報告」という。）を受理したとき。
- (2) 土対法第 14 条第 1 項に規定する申請（当該指定の申請に係る調査が、同条第 3 項後段の規定により土壌汚染状況調査とみなされるものに限る。以下「指定の申請」という。）を受理したとき。ただし、当該指定の申請に係る土壌汚染が、既にこの指針等に基づき公表されている場合を除く。
- (3) 条例第 65 条第 1 項に規定する届出（以下「発見時の届出」という。）を受理したとき。

## 3 周辺調査

県は、汚染の報告、指定の申請又は発見時の届出（以下「汚染の報告等」という。）を受理したときは、土壌汚染等による周辺環境への影響等を把握するため、関係機関と連携して当該土地の周辺の地下水等の利用状況等の調査（必要に応じて行う水質調査を含む。以下「周辺調査」という。）を速やかに実施するものとする。

なお、汚染の報告等を受理する前に土壌汚染等の情報を入手した場合は、その時点で周辺調査を開始するものとする。

水質調査の実施に当たっては、調査対象となる土対法第2条第1項に規定する特定有害物質及び条例第53条第1項に規定する有害物質（以下「特定有害物質等」という。）の特性を勘案し、特定有害物質等を含む地下水が到達し得る概ねの範囲における地質、地形、地下水の流向及び地下水等の飲用利用の有無等を考慮して、調査地点を選定するものとする。

#### 4 公表

県は、汚染の報告等を受理したときは、関係機関への情報提供を行うほか、原則として、次のとおり公表を行うものとする。なお、特別の事情がある場合は、県民局と環境管理課で別途協議するものとする。

##### (1) 方法

報道発表及び県ホームページへの掲載による情報提供とし、周辺住民への健康被害のおそれの程度に応じて、次のとおり行うものとする。ただし、公表後、土壌汚染報告等に係る土地において、土対法第6条第1項又は土対法第11条第1項の規定による区域の指定を行ったとき若しくは土壌汚染等の浄化措置等が完了したときは、県ホームページに掲載した情報（この指針に基づいて公表した情報に限る。）を削除するものとする。

**ア** 特定有害物質等の摂取経路（特定有害物質等を含む地下水を飲用することにより摂取する経路（周辺での飲用井戸等の存在）又は特定有害物質等を含む土壌を直接摂取する経路（運動場や砂場等の存在）をいう。以下同じ。）が存在するおそれがあると認められる場合 直ちに報道発表を行うとともに、県ホームページに掲載する。

**イ** ア以外の場合 速やかに県ホームページに掲載する。

##### (2) 実施者

###### **ア** 報道発表

汚染の報告等を受けた県民局で実施するものとする。ただし、複数の県民局にまたがる対応がなされる場合には、環境管理課で実施するものとする。

また、関係機関と連携して対応する必要がある場合には、当該関係機関と連名で報道発表できるものとする。

なお、県は、汚染の報告等を行った者に対して、土壌汚染等の状況を周辺住民に周知し、及び公表するよう指導するものとする。

###### **イ** 県ホームページへの掲載

環境管理課が行うものとする。

##### (3) 内容

次に掲げる内容を公表するものとする。

## ア 報道発表

- (ア) 土壤汚染等が発見された土地の所在地
- (イ) 土壤汚染等が発見された経緯
- (ウ) 土壤汚染等に係る調査の結果
- (エ) 周辺調査の結果（既知の情報のみで差し支えない。）
- (オ) 今後の対応
- (カ) その他必要と判断される情報

## イ 県ホームページ

- (ア) 土壤汚染等が発見された土地の所在地
- (イ) 基準に適合しない特定有害物質等の種類
- (ウ) その他必要と判断される情報

## 5 ダイオキシン類による土壤汚染等の発見時の取扱い

土地の所有者、管理者又は占有者が、当該土地の土壤又は地下水のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。）による汚染の状況を調査した結果に基づき、環境基準（ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号））に適合しない土壤汚染等が発見した旨の報告が県にあったときは、この指針に準じて取り扱うものとする。

### 附 則

- 1 この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針は、岡山市及び倉敷市においては適用しない。

### 附 則

- 1 この指針は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

### 附 則

- 1 この指針は、平成 29 年 3 月 28 日から施行する。

### 附 則

- 1 この指針は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

### 附 則

- 1 この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。